

であつて、教育全般が、殊に教育の内容までが悉く國家主義となつたのではな
い。教育全般、殊にその内容が悉く國家主義になつたのは、長くも明治天皇が
教育勅語をお下しになつてからであつた。

幕末から西洋文化が各種の方面に輸入され、可なり頑固な反動もあつたけ
れども、かゝる反動は一二もなく舊弊の名の下に一蹴され、西洋の思想・信仰或
は風習が燎原の火の如く年を追うて盛んに普及した。その中には善惡の區
別なく、只西洋のものと言へば、批判なく有難がつたので、在來の良風美俗を害
することも多く、國風の文化を破壊することも多かつた。明治四年の全權大
使岩倉具視の一行がアメリカ合衆國から歐洲を視察して同六年に歸朝した
が、これによつて政府部内にも文明開化の風潮が一層盛んとなつた。同六年
征韓論が破裂して、多くの顯官が下野した時、板垣退助、副島種臣、後藤象次郎、江
藤新平等は翌七年正月民選議院設立の議を建白してより、後に江藤新平や西
郷隆盛等は暴力に訴へて叛亂を起したが、結局敗れたので、暴力による行動の
失敗に歸することが明かとなつたので、自由民權の思想が盛んとなり、政府の

歐化思想の
流行

政治に不平あるものは皆政治運動によつて、政府に對抗せんとするやうにな
つた。それで、歐米の政治思想、自由平等の思想が大いに輸入・紹介された。此
等の歐化思想の中には英露等の列強に恐れを抱いて、此等の意を迎へんとす
る事大思想が多量に含まれてゐた。その頃の政府は民權論には反對であつ
たが、歐化の思想については朝野とも同様であつた。それ故、明治十年より政
府が條約改正に着手するや、歐米人の歡心を買ふ爲にも、我が國の文物を歐化
することが必要とされた。殊に同十九年に外務大臣井上馨が條約改正に努
力した時は、政府は極端な歐化運動を起し、儀式・禮法より風俗・習慣に到るまで
歐米を模倣し、かつ政府の大官は屢、舞踏會や假裝舞踏會を催して洋人を招い
たので、著しく風紀を亂した事もあつた。かゝる時勢であるから、信仰に於て
もキリスト教は非常な勢で傳道され、多くのキリスト教主義の學校が建てら
れ、到る所に教會が設けられたのである。歐化熱の極端に馳せたものは、西洋
の女子と日本の男子との結婚を獎勵せんとしたり、英語を國語に代へようと
いふやうな馬鹿氣た説をまじめに論ずるものさへあつた。安つばい石版刷

歐化運動の
反動

の洋畫を尙んで、古來の優秀な國風美術が顧みられないやうな時代であつた。明治十五年に加藤弘之は自由民權論を反駁して「人權新説」を著し、政府の御用振を發揮し、翌十六年鳥尾小彌太が、その頃愛讀されたルソーの民約論を反駁したこともある上に、東京大學に古典科が設けられるなど、歐化の主張に對しその反動として國粹主義が起りつゝあつたが、明治十九年以後歐化運動が極端化するに及び國粹運動も頗る熱烈となつて來た。西村茂樹は明治十七年日本講道會を設立して國民道德の發揚に力を盡し、同二十年杉浦重剛・井上圓了・三宅雄二郎・志賀重昂等が政教社を起し、翌二十一年より雜誌「日本人」を發行し、國粹保存を力説した。江戸時代より久しく惰眠を貪つてゐた佛敎は明治の始に廢佛毀釋の運動で打撃をうけ、更にキリスト敎の隆盛により壓迫を蒙つたが、井上圓了・大内青嵐・島地默雷等の奮起によつてこの頃より漸く覺醒し、復興の途に就いた。同二十三年七月皇典講習所内に國學院（後の國學院大學）が設けられたのも、同じ傾向を示してゐる。佛敎各宗の僧侶養成の學校は上古より始り、江戸時代になつて整頓したのであるが、この頃より一樣に新しい制度を

教育勅語

採用した。徳富猪一郎は竹越與三郎等と共に雜誌「國民之友」を發行して國粹保存主義に反對した。徳富等は皮相的な且つ急進的な歐化主義をも斥けたけれども、所詮は西洋崇拜と言ふべく、單に政府の如き西洋模倣で眞に我が國の文化が進歩する筈はないから、國民全般の力によつて漸進的に西洋文化を同化しようとしたのであつて、「日本人」と對蹠的立場に立つてゐたのである。かくて明治二十年前後は全く思想混亂の時代であつた。歐化と國粹、急進と保守の主張が入亂れて争つてゐたので、輿論に統一がなく、國民はその何れを是とし、いづれを非とすべきか、その歸趨に迷ひ、五里霧中に彷徨するの有様であつた。明治天皇はいたく、この有様に御憂慮あらせられ、明治二十三年十月三十日教育に關する勅語を御下賜になつて、國民教育の大本を御示しになつたのである。時の内閣は山縣有朋が總理大臣で、芳川顯正が文部大臣であつた。先に明治十五年に軍人に勅諭を賜はり、又「幼學綱要」を下賜せられて、國民道德について御諭しになつたのであるが、同二十二年二月十一日に帝國憲法を發布せられるに及び、我が國體は愈々發揮せられ、教育に關する勅語を下賜

せられるや、國民は始めて日本人として道徳上教育上歸依するところを得たのであつた。

これより我が國民の精神は内向的となり、今までたゞ泰西の文物にあこがれてゐたのが、俄に古來國粹となつてゐた文化に眼を注いで、洋風よりも國風を重んずるやうになつた。かくて教育勅語の謹解を述べるものが續出した。那珂通世、秋山四郎共著の「教育勅語衍義」、井上哲次郎の「勅語衍義」、栗田寛の「勅語述義」はその代表的なものである。又我が國體の研究を試みる人々も多かつた。内藤耻叟の「國體發揮」はその代表的なものである。

國民が内省的となつた爲に、歐化時代に盛んに用ひられた女子の洋装などが忽ち減少したやうに、その影響が種々の方面に現れたが、その最も顯著であつたのは、教育とキリスト教との衝突であつた。キリスト教は唯一の神以外には何等最高の權威を認めないのであるから、勅語を遵奉し、かつ兩陛下の御眞影に敬禮することを快しとしないので、各地に不敬事件が起つた。明治二十四年十月井上哲次郎はこの弊を慨き、「教育時論」の記者にその所信を語つた

教育とキリスト教の衝突

ので、翌月の同誌にその記事が掲載せられた。キリスト教徒は大いに激昂し、多くの信徒が反駁文を草し、井上及びこれに賛同する人々が之に應戦し、兩派の論争は同廿六年まで新聞雜誌著述、演説で盛んに賑つた。論争の上だけではどちらが勝又は負といふことがなく、いつとはなく物分れとなつたが、事實の上では、キリスト教が打撃を蒙り、教育上の國家主義は愈、確實なる地盤を有することゝなつたのである。

明治二十二年二月十一日、文部大臣森有禮は刺客の手に斃れたから、その後陸軍大臣大山巖が一時的に文部大臣を兼ね、ついで三月二十二日、遞信大臣榎本武揚が文部大臣に轉じた。その年十二月に山縣内閣が成立したけれども、榎本はそのまゝ在職したが、翌二十三年五月十七日、榎本は樞密顧問官となり、芳川顯正がその跡を襲いだ。翌二十四年五月、松方内閣が成立したので六月一日、芳川が辭職して、樞密院議長大木喬任がまた文部大臣となつた。翌二十五年八月八日、第二次伊藤内閣が成立したので、大木がまた樞密院議長にかへり、内務大臣兼司法大臣河野敏鎌が文部大臣に任ぜられたが、やがて翌二十六年

歴代文部大臣

年三月七日河野は退職して樞密顧問官井上毅が文部大臣となつた。文教の總司たる文部大臣が頻々交迭されることは、これより普通の例となつた。

井上は歴代文相中では、森大臣について仕事をした人である。井上は元來法典の編纂に努力し、二十餘年の官吏生涯の大部分は法制事務に没頭した人であつた。森大臣と同じく、非常に國家主義の人であるが、森大臣の開いた道を修補した人と言ふべきであらう。かくて井上大臣の時代に、森大臣の時から設けられた各種學校令は更によく整頓し、一層國家主義となつたことが認められるのである。

新小學校令

明治二十一年四月市制町村制が發布され、同二十三年五月に府縣制及び郡制が公布され、新たに地方自治制が布かれることになつたので、それに應じ、小學校令を改正する必要が起つたので、同二十三年十月新たに小學校令を改正し、かつ地方學事通則を定めて地方の自治制に應ぜしめた。法律によるべきものは地方學事通則の中に定め、勅令によるべきものは小學校令の中に定めた。この時の小學校令の第一條に始めて小學校の目的を

小學校ハ兒童身體ノ發達ニ留意シテ道德教育及國民教育ノ基礎並ニ其ノ生活ニ必須ナル普通ノ知識技能ヲ授クルヲ以テ本旨トス

と定めた。これが今日の小學校令にも尙保存されてゐる。從來の教育は知育は出來たとしても德育體育に欠ける所が多い。又この目的の中にある「國民教育」なる語は、小學校教育の別名に使はれる國民教育ではなく、德育知育體育を除いた外に國民教育といふものを指示してゐるのである。この狹義の「國民教育」といふ内容を目的の中に加へたのは、教育上の國家主義的色彩を濃厚ならしめんが爲であることは勿論であつて、明治初年以來又欠けてゐた點である。この目的はドイツ諸國の小學校の目的そのまゝではないが、似てゐる點がある。その頃はドイツの教育學が流行し政府も陸軍もドイツを多く學んだ時であるから、この目的を定めるには、これらを參考としたことはあつた筈である。

新小學校令に於て改正された重要な點を摘記すると、各市町村は必ず學齡兒童を就學せしむるに足るべき尋常小學校を設置すべきものであるが設置

の資力なき市町村は學校組合を作つて建設してもよく、その部内に私立小學校があれば、市町村立小學校の設置もしくは一部の設置を猶豫された。明治十九年の令では、小學校の維持經營を主として授業料に依らしめたので、授業料の負擔に苦しむものは就學しなくなり、初等教育そのものをも退歩させることゝなつたから、二十三年の令には小學校の經費は市町村費を以て支辨せしめ、授業料は市町村の收入に屬せしめた。又新令で尋常小學校は修業年限を三箇年又は四箇年として、簡易科を廢し、高等小學校の修業年限を二箇年、三箇年又は四箇年とし、尋常高等科共に補習科を置くことを得しめた。郡に郡視學を置いて視學事務を掌らせることも、この時から始つた。更に翌二十四年十一月小學校教則大綱を改正して、各教科の程度及び要旨を新たにした。かく小學校教育を頓挫せしめるほど、授業料が増加したことは、小學校經費の増加の著しいことを意味するものである。それ故、小學校教育費の國庫補助の必要を叫ぶものが多くなり、同二十五年には伊澤修二を會長とする國立教育期成同盟會が、その年の通常議會に國庫補助の件を請願した。この請願

小學校教育
費國庫補助

が採擇せられ、政府は同二十六年の通常議會に「小學校教員年功加俸國庫補助法案」を提出した。しかしこの議會も次の議會も解散となり、その中に日清戰役が始つたので、この法案も中々實現されなかつたが、同二十八年の通常議會で始めて可決され、同二十九年三月に至つて公布されたのであつた。明治十六年以來の小學校の進歩の状態を次の統計で示さう。

年次	小學校數	兒童數	就學歩合
明治十六年	三、〇一五六	二八三、八一〇八	五一・〇三(百人中)
同 十七年	二、九二三一	二八〇、九七二六	五〇・七六
同 十八年	二、八二八三	三〇九、七二三五	四九・六一
同 十九年	二、八五五六	二八〇、二六三九	四六・三二
同 二十年	二、五五三〇	二七一、三三九一	四五・〇〇
同 二十一年	二、五九五三	二九二、七八六八	四七・三六
同 二十二年	二、六〇九八	三〇三、一三九四	四八・一八
同 二十三年	二、六〇一二	三〇九、五八三〇	四八・九三

同二十四年	二、五三六九	三一五、三二五八	五〇・三一
同二十五年	二、三六二五	三一六、四七九六	五五・一四
同二十六年	二、三九五八	三三三、六九二三	五八・七三
同二十七年	二、四〇四四	三五〇、〇三六六	六一・七二

この表で見ると、明治十七年の頃より、一時教育が衰へたが、當局の努力により二十六年頃より、急進的發達を示すに至つたことを認めうる。

井上文相の功

前記の如く、明治二十六年は井上文相の時代であり、森文相以來の施設の功がやつと、この頃に現れたことを知りうるであらう。井上文相の教育施設は主として國家主義の充實と實業教育の振興とにあつた。前者については、尋常中學校に於て第二外國語を省き、國語及び漢文の每週教授時數を増加し、國語教育によつて愛國心を成育せんとしたやうなのは、その一例であつた。實業教育は従前あまり進歩を見なかつたので、井上文相は特に力を之に注ぎ、就任早々「實業教育費國庫補助法案」を議會に提出し、その協賛を得た。よつて明治二十七年六月十二日「實業教育費國庫補助法」が發布され、その結果、年々十

五萬圓を實業教育普及の爲め國庫から支出することゝなつた。この獎勵により、最もよい影響をうけたのは工業教育と農業教育とであつて、同二十七年六月文部省は徒弟學校及工業補習學校の教員を養成する爲に、工業教員養成所を創設し、同七月「簡易農學校規程」を定めて機宜に適した農業教育を行はんとした。又同年六月「尋常中學校實科規程」を發布し、實業に就かんとする者の爲に便宜をはかり、實科中學校を設けることをも得しめた。しかし事實、實科を設けたものは稀であつた。

又明治二十七年六月「高等學校令」を公布した。即ち舊高等中學校を高等學校と改稱し、専門學科を教授し、かつ帝國大學へ入學するもの爲に大學豫科を置くことを得るものとした。明治三十三年までに第六高等學校まで設けられ、第三高等學校には法・醫・工の三學部と豫科、第五高等學校には工・醫の二學部と豫科、他には醫學部と豫科を置いた。

尋常師範學校については、二十二年十月、女生徒の修業年限は十九年の制定より一年を減じて三年とし、程度も下げた。二十五年、男女共に一年間の教授

師範學校

時數を増し、男生徒について英語、農業、手工、商業を隨意科とし、簿記を除き、女生徒に男子と同じく漢文を加へた。こゝにも國家主義が主張されてゐる。同年尋常小學校教員養成の急務に應ずる爲、二年四箇月修了の簡易科を置くこととした。

私學は佛教とキリスト教に屬する各種學校及び法科經濟科に屬するものが従前通り最も多く、文學が之に附いた。明治二十三年に私立日本法律學校(今の日本大學)が新設され、同年慶應義塾は大學部を置いて文學、法律、理財の三科を教授し、同二十二年私立東京專門學校に文學科を設けて、それらに教育に貢獻する所が多かつた。

第三十一章 國運の發展と教育の振興

明治二十七八年戰役に於て、我が國は眠れる獅子と恐れられた清國に勝ち、大いに國威を輝かした。その原因は色々あらうが、國民教育の發達普及が確

日清戰役後の教育

にその有力な原因であつたから、教育界はこれより益々隆盛となり、國家主義的特色が愈々發揚されることとなつた。

それで第九議會(明治二十八年)に貴族院からも衆議院からも清國から得た償金の十分の一を割いて普通教育の振興にあてることを建議し、次の議會にも同じ建議案が提出され、共に可決されたので、政府も之に従ひ、同三十二年三月法律を以て「教育基金特別會計法」を定め、償金の中、一千萬圓を教育基金とし、その利子を以て普通教育費を補助することとなつた。小學校に對する國庫補助は明治五年の學制の中に規定され、翌六年より同十四年前半期まで支出されたが、八年半の間に僅か四百萬圓しか支出されなかつた。それも主として校舎の新築設備の爲であつた。然るに明治十五年以來久しく中絶してゐたのを、この度復活され、教育そのものの振興を圖ることとなつたのであつた。

日清戰役後の教育の振興は主として、各種學校令を時勢に應じて改正したこと、學校を盛んに増設したことであるが、特に實業教育と女子教育とに著しい發展を示した。

明治二十七年八月二十九日井上毅は病氣により本官を免ぜられ、司法大臣芳川顯正が暫く兼任し、やがて樞密顧問官西園寺公望が文部大臣となつた。同二十九年八月伊藤内閣は倒れ、松方内閣が成立したので、九月末日西園寺も辭任して、蜂須賀茂韶が之に代り、同三十年十一月六日蜂須賀は樞密顧問官に轉じ、東京帝國大學總長濱尾新がその後を襲つた。同三十一年一月十二日第三次伊藤内閣が成立したので、西園寺が再び文部大臣となり、ついで東京帝國大學總長外山正一がその後任となつた。然るに自由黨と改進黨とが合同して憲政黨が成立したので、伊藤は退いて憲政黨の大隈重信が同年六月三十日内閣を組織し、尾崎行雄が始めて政黨員から文部大臣となつたが、程なく演説がたゞつて文部大臣を去り、犬養毅がこれに代つた。しかし、憲政黨の分裂により、この内閣は瓦解し、同年十一月八日第二次山縣内閣となり、樺山資紀が文相となつた。一年内に六人の文部大臣を送迎したのは前後に例がない。

同三十三年十月十九日政友會を基礎とする第四次伊藤内閣が成立し、政友會の松田正久が文部大臣となり、ついで翌三十四年六月二日桂内閣が成立す

るや、東京帝大總長菊池大麓が文相となり、三十六年七月十七日その退職するや一時内務大臣兒玉源太郎が兼任したが、やがて久保田讓がその後任となつた。同三十八年十二月十四日久保田が免官となり、内閣總理大臣桂太郎が一時兼任した。

小學校に於ては先に明治二十三年の小學校令施行以後十年を經過したので、同三十三年八月十八日に現行の小學校令が發布された。同時に小學校令施行規則も發布された。著しい改正點は尋常小學校を四學年修業のものに限り、従つて義務教育年限を四年と定め、從來讀書、作文、習字の三科目になつてゐたのを國語の一科目に統一し、義務教育普及の爲に、授業料を徴收することなからしめ、又毎週教授時數を減じ試験を全廢して衛生の爲を圖つた。又假名字體を一定し、漢字を一千二百字ほどに制限し、字音假名遣を簡易にして棒引にした。これは一部には非難もあつたが、國語問題解決に對する大英斷であつた。

今日清戰役後の小學校の發達を統計によつて示すならば次のやうである。

年次	小學校數	兒童數	就學歩合
明治二十八年	二、六六二九	三六六、九五七三	六一・二四(百人中)
同 二十九年	二、六八三三	三八七、七一八一	六四・二二
同 三十年	二、六八六〇	三九九、四八二六	六六・六五
同 三十一年	二、六八二四	四〇六、二四一八	六八・九一
同 三十二年	二、六九九四	四三〇、二六二三	七二・七五
同 三十三年	二、六八五六	四六八、三五九八	八一・四八
同 三十四年	二、七〇一〇	四九八、〇六〇四	八八・〇五
同 三十五年	二、七四五〇	五一三、五四八七	九一・五七
同 三十六年	二、七四六三	五〇八、四〇九九	九三・二三
同 三十七年	二、七三八三	五一五、四一一四	九四・四三

即ち従前のやうに一進一退發達の次に衰微時代が来るやうなことがなく、顯著にして健全な發達をしてゐることが明かである。

明治十九年の小學校令では小學校の教科書は何人にも之を著作發行する

ことを許し、各府縣に小學校圖書審査委員を設け、多くの教科書の中から、その府縣用として適當なものを選択せしめることになつてゐたのであるが、三十四五年頃に至り、發行書店から審査員へ贈賄した疑で、所謂「教科書事件」と稱する疑獄事件が起つた。それで明治三十六年四月勅令で小學校令の一部を改正し、教科用圖書審査委員會を廢し、小學校教科用圖書中、修身日本歴史地理等の教科書及び國語讀本等は文部省著作のものに限り、他は文部省著作又は文部大臣の檢定したものの中、府縣知事をして採定せしめた。

これより先、明治二十九年二月に貴族院は、小學校修身科は重要な教科であるから、その教科用圖書は國費で編纂すべきことを建議し、同三十一年には高等教育會議よ讀本を國費を以て編纂すべきことを建議し、同三十一年には高等教育會議より、同三十二年には衆議院よりも建議する所があつたから、文部省では三十三年四月修身教科書調査委員會を設け、加藤弘之を委員長として小學校修身教科書を編纂しつゝあつたが、恰も教科書事件が起つたので、讀本・歴史・地理等の教科書をも編纂することとなり、同三十七年度より、一般小學校に使用せしめ

たのであつた。國定教科書は民間書肆發行のものに比して地方的事情に應じえざる缺點があるが、安價であり、内容も概して正確である上、特に國家主義の強調に有利である。

中學校と高等女學校

高等女學校については明治十九年には中學校令の中に規定され、獨立の法令が發布されてゐなかつた。それは女子教育が頗る進歩しなかつたからであつて、次に中學校と高等女學校との校數の比較並びに、小學校男女兒の就學歩合の比較を掲げて見よう。

年次	中學校數	高等女學校數	小學校男兒就學歩合	同女兒就學歩合
明治十五年	一七三	五	六四・六五(百人中)	三〇・九八
同二十年	四八	一八	六〇・二一	二八・二六
同二十五年	六一	二七	七一・六六	三六・四六
同二十七年	八一	一四	七七・一四	四四・〇七
同二十九年	一一〇	一九	七九・〇〇	四七・五四
同三十一年	一六八	三四	八二・四二	五三・七三
同三十三年	二二七	五二	九〇・三五	七一・七三

同三十五年	二五七	八〇	九五・八〇	八七・〇〇
同三十七年	二六六	九五	九七・一六	九一・四六

かくて漸く明治二十八年一月省令で「高等女學校規程」を定め、尋常小學校(修業年數四年の)卒業程度の者を第一學年へ入學せしめ、修業年限は六年(その中、一年は伸縮し得るものとす)と定めてあつた。その後、時勢の要求に應じ、同三十二年二月勅令で「中學校令」を改正し、高等中學校がなくなつたので尋常中學校を中學校と單稱せしめ、中學校第一學年に入學しうる者は高等小學校第二學年を修了したる者として、従前に比して二年の短縮を圖り、一年以内の補習科を置くことを得しめ、又日清戰役後、中學校入學希望者が増加したので、各府縣をして一箇以上の中學校を設立せしめた。實科中學校は不成績であるから、この時廢せられた。同三十四年三月中學校令施行規則、翌三十五年二月中學校教授要目を發布したが、いづれも昭和六年まで實施された。

中學校令の改正に應じて、同三十二年二月始めて勅令で現行の「高等女學校令」を公布し、その修業年限を四年(一年を伸縮することを得)とし、高等小學校第

二學年を修了した者を第一學年に入學せしめ、二年以内の補習科、専攻科等を置くことを許した。又現行の高等女學校令施行規則を同三十四年三月に、教授要目を同三十六年三月に公布した。

同三十年十月勅令で「師範教育令」を公布し、尋常師範學校をたゞ師範學校と稱せしめ、高等師範學校は從來、尋常師範學校長及び教員を養成する所であつたのを、師範學校、中學校、高等女學校教員の養成所とし、女子高等師範學校は師範學校女子部、高等女學校の教員を養成する所たらしめた。又同年十二月の訓令で一府縣に二箇の師範學校を置く時は、男女によつて區別せしめたので、漸次女子師範學校の獨立設置を見るやうになつた。女子高等師範學校も同二十三年から分離獨立した。又同三十二年二月現行の「實業學校令」を勅令で公布し、同月省令で「工業學校規程」「農業學校規程」「商業學校規程」「商船學校規程」を發し、同三十四年十二月「水産學校規程」を、同三十五年一月「實業補習學校規程」を、同三十七年三月「徒弟學校規程」を定めた。この頃は中學校等を卒業して専門教育を受けようとするものが多かつたので、同三十六年三月勅令によつて、専門

その他の學
校

學校令」を公布し、中學校及び修業年限四箇年以上の高等女學校の卒業者を入學せしめ、官立以外に公私立の設立を認め、同月「公立私立専門學校規程」を定めた。これより先、明治三十二年第三高等學校の法學部を、同三十四年工學部を廢し、同年各高等學校の醫學部は獨立の醫學専門學校となり、三十九年第五高等學校工學部を熊本高等工業學校としたので、高等學校は純然たる大學豫科となつた。又明治二十年地方税を以て支辨する府縣立醫學校を禁じたので、僅かに京都府、大阪府、愛知縣のみ残り、廢止されたものは十五校の多きに及んだが、専門學校令の公布と共に右三公立醫專及び私立醫專が漸次設立された。これと前後して東京の高等商業學校の附屬として外國語學校が設けられ、東京と大阪の工業學校は高等工業學校となり、山口高等學校は高等商業學校となり、京都高等工藝學校、名古屋仙臺の高等工業學校、盛岡高等農林學校、神戸高等商業學校、長崎高等商業學校等、官立實業専門學校が増設された。文學、法律、宗教等に關する私立學校で、同三十三年に私立京都法政學校(後の立命館大學)等が設けられて益々數質共に進歩したが、これら多くの私立學校は、専門學校令に適合さ

せて専門學校となり、且つ新たに私立専門學校が増設された。早稻田等の専門學校が大學と稱したのも、この時からであつた。

かくて中等教員は著しく缺乏を來したので、同三十五年廣島高等師範學校、同四十一年から奈良女子高等師範學校が設立されたが、尙教員の不足を十分に補充出来なかつたので、同三十五年三月勅令で「臨時教員養成所官制」を定め、六箇所の臨時教員養成所を設置した。帝國大學は同三十年に、東京に對して「京都帝國大學」が設置され、同年に理工科、同三十二年に法科と醫科、三十六年第二醫科（福岡）、三十九年に文科を開設した。福岡の醫科は他日九州帝國大學を設けるべき準備であつた。

圖書館

社會教育上重要な機關たる圖書館は、明治五年に文部省内に書籍館を設けたのが、新制度の圖書館の始である。これは同三十年に帝國圖書館と改められ、上野公園内に開館した。公立圖書館は同五年京都に集書院の設立されたのが始である。公私立の圖書館が漸次發達して來たので、三十二年十一月勅令で「圖書館令」を公布し、圖書館事業の發達を統一指導することゝなつた。

日露戰役後の進歩

その後、我が國は東洋の平和を維持する爲に、明治三十七八年にロシアと戰を交へて、また大勝を得て、遂に一等國の班に列した。戦後の經營として幾多の施設を行つたが、教育も大いに振興された。

明治三十九年一月七日桂内閣が瓦解して西園寺公望が内閣總理大臣となり、暫く文相を兼ねたが、程なく特命全權公使牧野伸顯が文部大臣となつた。同四十一年七月十四日第二次桂内閣成立と共に小松原英太郎が文相に就任し、同四十四年八月三十日第二次西園寺内閣が成立するや、長谷場純孝が之に代つた。

小學校の進歩

日清戰役には前掲統計の如く小學校兒童の就學歩合が一時減少したが、日露戰役には少しも減じてゐない。設備や教員數に於て軍國の際であるから、若干減退してゐるが、兒童數の減少せず、却つて増加したことは、教育が愈々堅實の發達を遂げつゝあつたことを示してゐる。のみならず、軍國中の國民の意氣が却つて精神には設備などの減退を償うて尙餘りあるほど、よい教育的影響を残したであらう。

年次	小學校數	兒童數	兒童就學歩合
明治三十八年	二、七四〇八	五三四、八二一三	九五・六二(百人中)
同 三十九年	二、七二六七	五五一、四七三五	九六・二八
同 四十年	二、七一二五	五七一、三六九八	九七・三八
同 四十一年	二、六三八六	五九九、六一三六	九七・八〇
同 四十二年	二、六〇八四	六四七、三五九二	九八・一〇
同 四十三年	二、五九一〇	六八六、一七一八	九八・一四
同 四十四年	二、五七五〇	七〇二、三六六一	九八・二〇

日露戦役後の小學校に於ける重要な進歩は義務教育年限の延長である。明治五年の學制では小學校の修業年限は八年であつたが、とても實行できなかつたので、同十二年の教育令では十六箇月以上としたが、翌十三年の改正教育令では三年、同十九年の及び二十三年の小學校令では四年又は三年であつたが、同三十三年より四年に一定したのを、同四十年三月小學校令を改正し、尋常小學校の修業年限を六箇年とし、この期間を義務教育年限と定め、高等小學

校の修業年限を二年又は三年とした。それで國民教育は益、その効を發揮するやうになつた。その時の訓令に「固ヨリ今回ノ改正ハ未タ之ヲ以テ足レリトスルニアラスト雖モ、我國現下ノ情況ハ遽ニ之ヲ六箇年以上ニ延長スルコトヲ許ササルヲ以テ、暫ク之ニ満足シ其ノ完成ハ更ニ之ヲ他日ニ期セントス。」とあつた。我が國教育界の輿望は八年以上に延長することであるが、今日尙實現されない。同時に代用私立小學校の制を廢したが、これは公立小學校に比べて成績も悪く、代用される私立小學校は全國を通じてごく少數であつたからである。又補習科の施設を益、盛んにすべきものであるから、規定を一層適當に改正して、その施設を奨勵することゝなつた。

尋常小學校第五六學年は從來の高等小學校第一二學年の教科目を教授することは勿論であるが、尋常小學校第四學年以下で、從來は圖畫・唱歌・手工及び女兒の裁縫は土地の狀況により加設するを得しめたのであるが、この時より、手工のみを加設科目とし、他を必設科目とした。

明治三十三年の小學校令施行規則で定められた假名字體の一定、字音假名

その他の學
校

遣の表音標記及び漢字制限に關する規定はその趣意に於て賛同であつても、棒引の表音には感情の上で反對が多く、又字音假名遣のみ表音法により、國語假名遣を依然として歴史的假名遣によることゝなつてゐたのも、實際の取扱に困ることが多いのみならず、保守的な人々の間にこの改訂案全體が評判が悪いので、小松原文部大臣は四十一年九月右規定及び表を全部削除せしめた。中學校ではこの頃、大なる改正はないが、明治四十四年七月實業科を新に設け、又體操科中に柔術、擊劍を正科として加へた。しかし實業は從來から置かれた法制及經濟唱歌と共に當分缺くことを得と定めてあつたので、この三科とも置かない中學校が多かつた。同四十四年七月、小松原文相の努力で、勅令「高等中學校令」が公布された。中學校卒業者に精深なる高等普通教育を施すものとし、従前の高等學校も之に引直すことゝなつたが、評判がわるく遂に實施されなかつた。高等女學校では同四十年七月、規定改正の爲、三年修了の高等女學校は無くなり、ついで同四十三年十月、高等女學校令及び同施行規則を改正して家政に關する科目を主として修めんとする者の爲に實科を置かし

めた。その修了年限は二年又は三年、四年であつて、二年修了のものは高等小學校に附設してもよいことゝ定めた。農村地方の女子の中等教育に適切な施設を行はせようとしたものであつた。

又小學校令の改正に伴つて同四十年四月「師範學校規程」を制定し、師範學校制度に改革を加へた。師範學校の内容は同二十五年以來大なる變更はなかつたのであるが、この時より大いに改正を加へ、先づ尋常小學校年限延長によつて、小學校教員の實質向上の爲に簡易科を廢して講習科を設けることを得しめ、且つ小學校教員を多く養成する爲本科を二部に分ち、在來の本科を第一部とし、新たに第二部を設け、第二部は男子修業年限一年、女子は一年又は二年であつて、中學校又は高等女學校卒業生を入學せしめることとした。かつ本科第一部には必ず豫備科を設けしめ、第一部の年限を男女ともに四年とし、從來隨意科であつた農業、手工、商業並びに法制及經濟を必修科とした。但し農業と商業とはその一を課するのである。

日露戰役後、國運の發展に伴ひ實業教育は大いに進歩した。殊に明治四

十一年十月十三日戊申詔書を下賜せられ、人心が戦後浮華輕佻に流れたのを戒しめられたので、一般に勤儉力行の氣風が盛んとなつたが、特に實業教育が振興したのであつた。但し制度の上では大なる變化改正はない。實業専門學校では官立では米澤高等工業學校、秋田鑛山専門學校、上田蠶絲専門學校、鹿兒島高等農林學校、小樽高等商業學校、公立では千葉縣に園藝専門學校が設けられた。専門學校では、官立では新潟醫學専門學校が公立で富山縣立藥學専門學校が新設され、高等學校には第八高等學校が新設された。私立學校では大日本武徳會武術専門學校等、從來既に設立されたものが新たに専門學校の認可を受けたものが少くないが、新設の者は少かつた。これはその頃、一般世人の教育的要求に對する施設がほゞ充實したからであらう。

しかし大學教育を受ける希望者が年々に増加するので、古河虎之助の寄附を得て、明治四十年東北帝國大學を設けることとなり、その農科には札幌農學校を昇格せしめ、四十四年仙臺に理科を置き、仙臺の醫學専門學校と高等工業學校とをその専門部とした。又同四十三年九州帝國大學が設置され、京都帝

國大學福岡醫科大學をその一分科とし、新たに工科大學を設けた。これで全國で帝國大學が四つ出來たのである。

大正時代の
教育

明治の末年にかくの如くして、ほゞ教育の制度は完成した。今後の努力はいかにして之を充實するかに在る。その後、大正の時代に至り、歐洲には世界の大戦が起り、戦禍が頗る大であつたけれども我が國は大戦には聯合國側に參加したものの、戦役の中心地から遠く離れてゐた爲、經濟上には有利な位置に立ち、貿易が飛躍的に發達し、國富が大いに増加した。その爲に世人の教育的要求が俄に増大したが、一方經濟界の好景氣に伴ひ、貧富の差が甚だしくなり、奇矯なる思想が一部の國民の間に行はれた。この二つの意味に於て大正時代の中期より學校増設が盛んに行はれ、これと並んで教育界に思想對策が種々に講ぜられねばならなかつた。

大正四年十二月十日即位の大禮が終つてから、大正天皇は文部大臣高田早苗を宮中に召させられ、次の御沙汰を賜うて、教育勅語に本づき益教育を振興すべきことを仰せられた。

皇考夙ニ心ヲ教育ノ事ニ勞セラレ制ヲ定メ令ヲ布キ又勅シテ其ノ大綱ヲ昭ニシタマヘリ朕遺緒ヲ紹述シテ倍其ノ振興ヲ圖ラムトス今ヤ人文日進ノ時ニ方リ教育ノ任ニ在ル者克ク朕カ意ヲ體シ以テ皇考ノ彝訓ヲ對揚セムコトヲ期セヨ

明治時代に一通り整備した學校制度を益、充實振興することこそ、大正天皇の仰せられた聖旨であつた。その後、大正十一年は學制頒布後滿五十年に相當してゐるので、十月三十日天長節祝日を期し、文部省では東京帝大構内を式場とし攝政宮殿下の行啓を仰ぎ盛大なる記念式を行ひ、全国各地にそれ〴〵盛んに記念式を行つた。五十年を回顧して、まことに偉大なる教育の發展に誰れか驚かないものがあらう。それと共に明治大正兩天皇の教育について常に御軫念あらせられた大御心に感佩せざるを得ないのである。

第二次西園寺内閣の長谷場文部大臣は病氣の爲、辭職したので、大正元年十一月九日農商務大臣牧野伸顯が兼任し、同年十二月二十一日第三次桂内閣が組織されるや、柴田家門が文部大臣となつたが、程なくこの桂内閣が瓦解し、大

學制頒布五十年式

歴代の文部大臣

正二年二月二十日第一次山本内閣成立して奥田義人が文相となり、やがて奥田は司法大臣に轉じたので大岡育造がその位置を襲つた。大正三年四月十六日第二次大隈内閣が成立するや始は一木喜徳郎が文相となり、後に高田早苗がその任に就いた。同五年十月九日成立した寺内内閣では岡田良平、大正七年九月二十九日成立した原内閣及びその延長たる高橋内閣では中橋徳五郎、大正十一年六月十二日成立した加藤友三郎内閣で鎌田榮吉がいづれも文相であつた。その後、第二次山本内閣が大正十二年九月二日組織された時、犬養毅、岡野敬次郎が相ついで文相の任に就き、大正十三年一月七日成立した清浦奎吾内閣では江木千之が文相となり、その次の加藤高明内閣及びその延長たる若槻内閣では大正十三年六月十一日以來岡田良平が文相であつた。

小學校に於ては大正十四年に就學歩合が九九・四三%に至り、眼に一丁字もない青少年は絶海の孤島などに成長したものの外は無くなつた。校數は從來と大差なく、二、五、四、五、九、校であるが、生徒は實に九百二十萬人に上つてゐる。地方學事通則は明治二十三年制定のまゝ、久しく行はれて不便が少くなかつ

小學校の進歩

たので、大正三年三月改正法律が發布された。小學校教育の發達につれて、市町村の教育費が頗る膨張し、その財政の痛となつたので、市町村の負擔を減ずべく義務教育費を國庫負擔とすべしといふ説が、明治二十四五年頃から教育界の輿論となつたが、遂に大正六年に政友會・國民黨憲政會・新政會が同じくこの建議案及び法律案を提出した。よつて翌年政府は市町村義務教育費國庫負擔法を提出し、兩院を通過したので、同七年三月法律を以て公布され、同年より毎年一千万圓づつ國庫から支出して教員の優遇及び地方教育費の補助に充てることとした。その後この金額は次第に増加して、昭和元年冬の第五十二議會の決議により七千万圓にまで増額された。

大正八年に至り、從來小學校の日本歴史地理の每週教授時間は合せて三時間であつたのを尋常高等兩科共に増加して各二時間とし、理科は從來尋常小學校第五學年から課してゐたのを第四學年から課することとした。高等小學校入學志願者が近來増加したので、十五年四月に至り、實際生活に適切ならしめんが爲に、從來は欠くことを得た圖畫手工實業の三科目、女兒にはその外

幼稚園

に家事科を必設科目とし、算術・手工の内容を増加し、又高等小學校の二部制を禁じ、教科擔任制を加味せしめた。

幼稚園は明治九年東京女子師範學校の附屬として設けられたのが始である。幼稚園については明治五年の學制以來、小學校に類する學校と見なし、二十三年の小學校令以後、幼稚園についての規定は常に小學校令及び同施行規則中に規定してあつたが、近來幼稚園の發達が著しく、大正十四年には全國幼稚園數は九五七、幼兒數は八萬三千人に上るに至つたので、大正十五年四月勅令で以て「幼稚園令」省令で「同施行規則」が發布され、保姆の質を向上せしめ、託兒所的色彩を加へて、特別の事情があれば三歳以下の小兒をも入園せしめうることとし、社會政策を加味することとなつた。

大正八年に至り中學校以上、凡ての學校の目的に、ひとしく「國民道德の涵養」や「人格の養成」に努力すべきことを特記して、世界大戰以來特に増加した所謂思想問題の一対策を講ずることとなつた。中學校に於ては大正八年三月二箇年の豫科を設けることを得しめた。尋常小學校第四學年修了者を入學せ

其の他の學校

しめ、尋常小學校第五六學年の科目の外に外國語を課するのである。高等女學校に於ては大正九年七月高等女學校の修業年限は尋常小學校卒業者を收容するものは四年又は五年、高等小學校卒業者を收容するものは三年とし、本科卒業者の爲に、新たに専門學校程度の高等科を置くを得しめた。高等科及び從來もあつた専攻科の年限は四年修了の高等女學校卒業者に對しては三年、他は二年修業である。

實業教育については、大正三年三月法律を以て「實業教育費國庫補助法」を發して、明治二十七年制定のものに代へた。これは歐洲大戰勃發以來生じた實業界の事情に應じ、益之を振張させる爲であつた。同じ目的から同九年十二月「實業學校令」を改正し、農業學校、商業學校等の規程をも改正して、實業學校の普及發達を指導した。實業補習學校についても同様改正された。師範學校の改善も久しい懸案であつたが、大正十四年に至り、本科第一部の年限を男女とも五年として豫備科を廢し、新たに一年修業の専攻科を置き、師範學校卒業生をして精深なる程度に於て數科目を選んで學習せしめることゝなつた。

盲學校、聾啞學校についても從來小學校令の中に規定してあつたが、大正十二年八月勅令を以て「盲學校及聾啞學校令」を發布し、北海道及び府縣にその設置の義務を負はせたので、盲者聾啞者の教育もこれより整備することゝなつた。歐洲大戰時代の經濟界の好景氣は大いに人材を要求したので、中等教育以上を受ける志望者が激増し、中等學校も高等教育の諸學校も一様に非常に入學難となつた。これより先、高等學校及び大學の制度の改革については、早く日清戰役の終つた頃より輿論に上り、政府も種々研究した。大學については、從來官立綜合の帝國大學に限つてゐたのを、單科も公私立も許すべしといふ主張が強くなり、又大學卒業までの年限は長いので、之を短くすべしといふ主張も盛んであつた。高等學校が中學校及び大學に對する連絡についても、様々異論があり、明治四十四年の高等中學校令もその一つの試であつたが、これは無期延期になつた。政府は明治二十九年より「高等教育會議」を設けて、重要問題を審議せしめたが、大正二年之を廢し、「教育調査會」を設けて、高等教育の制度改革を調査せしめた。これでも中々成案を得られなかつたので、大正六年

岡田文相の努力により九月臨時教育會議を設け、内閣直屬のものとし、教育調査會等は文部大臣の諮詢に應ずるものであつたのを内閣總理大臣の諮詢に應ずるものとして權威をつけ、多くの有力者をあつめて種々學制改革を審議せしめた結果、漸く具體的成案を得、それを基礎として翌七年十二月新たに大學令及び高等學校令を勅令で發布した。高等學校は男子の高等普通教育を完成する所として、従來は官立に限つたのを公私立をも許し、年限は七年とし、高等科は三年、尋常科は四年であるが、高等科のみを置くことも出来る。故に中學校四年から高等科へ入學できる。高等學校は大學豫科ではないが、高等學校卒業者が主として大學へ入學するので、實質は従來とひとしく豫科である。大學は數箇の學部を置くことを本體とするが、一箇でも差支がない。官立の外に公私立をも許し、年限は醫學部が四年以上、他學部は三年以上である。必ず學部卒業者の爲に研究科を設くべく、數學部を置く時は研究科の間の連絡をとる爲に大學院を設けうることゝなつた。

かくて岡田文相は高等教育機關大擴張を計畫したところ、成功せずして内

閣は倒れ、次の中橋文相は之をついで實現を期した。時に皇室より畏くも一千万圓の御下賜があつて、その事業を御激勵になつたので、内閣より四千四百五十萬圓の追加豫算で大正八年より六年間に大學高等學校各種專門學校の大増設を圖つた。その後、既設の帝國大學はそれ〴〵學部を増設し、東北帝國大學より新たに大正七年に北海道帝國大學を分設した。高等學校及び各種專門學校は沖繩縣を除き、各府縣にどれか一校以上新設することゝなつて、遂に官立高等學校が二十五、官立專門學校が十五、官立實業專門學校が四十四に達した。同時に東京高等商業學校が久しい希望を達し、新大學令によつて大正九年より東京商科大學になり、之に倣つて古い歴史を持つ專門學校は續々昇格運動を起し、大正の末に官立單科大學が六箇となつた。

公立・私立の大學が許されたので、大阪、京都、愛知、熊本の府縣立醫學專門學校が大學に昇格し、慶應義塾、早稻田等、従來專門學校にして大學と稱したものが十二校が大學に昇格した。昇格せざるものは將來、大學の名稱を許されぬことになつてゐる。かくてこれらの大學の豫科は高等學校高等科に準じて設

備され、それに公私立の高等學校や公私立の各種専門學校も多く設けられて、濫設の批評さへある程であつた。

好景氣の結果に加ふるにこれら高等教育機關へ入學すべき希望で中等學校へ愈々多くの生徒が入學したので、中等學校は大正九年頃より入學難を生じ、試験地獄なる新語さへ出來たので、公私共に多數の中等學校を増設又は擴張した。それで大正の末年には入學志望と實際の收容力とがほゞ平均するやうになり、その上、大正十二年の關東大地震に加ふるに、大戰後の疲弊で不景氣が襲來したから、昭和の初年には、著名な中等學校の外は志願者と實際入學者との數は一般にカバーするやうになつた。

第三十二章 我が國教育の將來

既に今日は、あらゆる種類の學校の法令は整備し、かつ必要に應じ屢々改善もされてゐる。今後の問題は、いかに益々改善すべきかの點にある。小學校義務

中等學校の
入學難と緩
和

今後の問題

教育の延長や、中學校第四學年から高等學校へ入學できるので、第五學年は成績のよくないもののみ残つて中學校教育の完成が困難であることなど未解決の問題が少くない。もつと根本な問題として、我が國は貴賤貧富の別なく又地方的差異をあまり顧みずに同じ教育を施すのが、維新以後の特色であるが、あまり劃一にすぎて、個性教育を害する恐れがあり、知能の詰込に傾きすぎたり、高等教育に於てまだ、西洋文化崇拜の餘弊が多く存してゐる上に、我が國民は今日は一般に學校の經歷のみで人物を測る惡風があるので、青年少年も人物を磨くよりも卒業證書を得ることを目的とする傾が多いことなど改良すべき根本問題が多い。當局としても一般世人としても、改善に努力すべき點が多々あると思ふ。

惟ふに我が國の教育學説は我が國維新前の教育説を参考にしないのでは無いが、西洋の學説を今尙多く紹介し、之と習合する有様である。これは從來我が國の教育思想に學的組織が乏しかつた爲であることは勿論である。然るに我が國の今日の教育制度乃至教育文化は西洋の影響を受けることが少

くないけれども、學說に比べると我が國俗の分子が多く、西洋そのまゝの鵜呑又は焼直し、改造といふ意味は少い。西洋の教育の實際は我が國教育の實際を向上進展せしめる手段たるに過ぎない。この點を明かにする爲に我々はもう一度我が國過去の教育を回顧して見たい。

文化の獨立

上古我が國の大寶令の學制は唐制の模倣であつた。學制のみならず、我が國の文化は奈良時代前後は一般に支那に及ばないから支那の後塵を拜し、それを模倣してゐたのである。その點は朝鮮などと同様である。しかし朝鮮は支那文化に同化されて國風を失ひ、國民性も支那的となり、佛教でも儒學でも朝鮮は支那から受入れて高僧大儒も多く出たが、受入れたゞけで何等朝鮮的なものを生み出さなかつた。自己のものを持たない者は、個人でも國家でも獨立性がない。朝鮮がたえず四隣の強國に壓迫されて衰亡した理由は實にこゝにある。我が國は文化を支那から輸入して始は殆ど支那のまゝを用ひたが、次第にこれを國風化し、支那文化を我が國に同化したから、一時は國粹が影をひそめても、やがて復活した。國粹を外來文化によつて修飾し、美化し、

純化し、進展せしめたけれども、決して國粹そのものを失はず、むしろ之を盛んにした。佛教でも儒學でも支那から受入れたまゝでなく、之を國民化し、民族化することが出來た。かるが故に我が國は一度も外國の侮を受けなかつた。一時は外國に心酔しても、やがて内省して心酔から醒めた。故に金甌無缺の國體を保存するのみならず、益、その國體を發揮することが出來た。印度や安南はあまり外國に信頼しすぎ、心酔しすぎたから、國は破れて、只山河のみ残る有様となつた。

大寶令の制度は立派であるが、殆ど支那そのまゝであつたから、國情に副はず國民性に應じない。もしこの大寶令をいつまでも襲用しかつ國民が之に甘んじたならば、國粹は失はれ、國民性は破壊されてしまつたであらう。大寶令が衰亡して、之に代つて我が國民の要求から生れた教育は程度は低く内容は貧弱であつたけれども、國粹的國民的であるが故に強味を有する。

明治維新前と後とで教育の實際は大差がある。維新前の學校制度はその後の制度と殆ど連絡がない程である。恰も太古非組織的教育の行はれてゐ

行くべき方
向

た所へ、支那の完備せる制度が移入された時のやうなものである。しかし維新後の極端な歐化にも拘らず、やがてその反動として國粹運動が起り、教育の實際に於ても、次第に和洋が融合され中正なものとなつて、國民的に國家的に發達した。

論語に云ふ。孔子は、殷は夏の禮による損益する所知るべし、周は殷の禮による損益する所知るべし、それ周を繼ぐものあらば、百世といへども知るべしと言はれた。我が國將來の教育も過去の教育を察すれば、その行くべき方向を知るのに難くないであらう。

第三十三章 日本教育文化史研究について

一般に學術の研究に於て獨創的研究にまで進まんとすれば、その人獨自の研究法を自ら工夫して、始めて可能となるわけである。しかしそれに達するまでの道程にある人に對して、ほんの入門的の手引として研究の方法を書いて

見よう。

第一には教育學の一通りの知識を得ておくべきである。教育學一般の知識がないと、習字と書道とを混同するやうなことになり、教育史と學藝史の區別を不問のまゝに残したりするやうになる。我が國諸大家の著述のみならず、歐米の古くはロック、ルソー、ベスタロッチ、ヘルバルト、シュライエルマッヘル、フレイベル等から最近のバルト、ナトルブ、コーン、シュブランゲル、リット、シュテルン、ケルシェンシュタイン、ネルク、クリーク、ペーテルセン、デュロイ等の著を一わたり涉獵しなければなるまい。

第二に西洋教育史を研究し、教育史研究の方法を會得することが肝要である。西洋教育史を研究してゐると、日本教育史上で重要なことでありながら従來の學者が氣附かずにあつたことに、不圖氣附かせられることが多い。ドイツではシュミット、バルト、パウレン、モーク、レーゼル、ウイケルト、アップ、メッセル、アメリカではモンロー、カッパリー、デヴラドソン等の著で参考にすべきものが少くない。

第三に國史一般の研究である。黑板勝美博士の「國史の研究」は國史の研究法を説き、参考書を各方面にわたつて豊富にあげ、その上、國史上の重要な史實について解説を施しつゝ、研究の實際方法を詳かに示してある。本書を見れば、各方面の参考書を知ることが出来るから、こゝに一々あげる要はないが、久米博士外數氏が時代別に分擔執筆された「大日本時代史」十四冊、萩野博士の「日本史講話」二冊、大森金五郎氏の「大日本全史」三冊等は廣く讀まれたものの一部である。

特に日本文化史については、西田直二郎博士の「日本文化史序説」は讀者をして深く考へさせる暗示に富めるものである。日本文化史の参考書として、安藤正次氏等十二氏が時代別に分擔執筆された「日本文化史」十二冊があり、又松本重彦氏等十二氏が執筆され、既に七冊を發行した「綜合日本史」十二冊は文化史と銘を打つてないが、既刊のものは、文化史的に記述してある。

次に日本教育史そのものを取扱つたものの中、重要なものを左に掲げておく。各時代を通じて書かれたものは、

- 文部省著 日本教育史二冊(佐藤誠實執筆) 明治二十三年
- 同 著 日本教育史一冊(白石正邦執筆) 明治四十三年
- 吉田熊次著 本邦教育史概説一冊 大正十一年
- 文部省編 日本教育史資料九冊及び附圖 明治二十三年
- 辻幸三郎著 大日本教育通史一冊 昭和八年

時代又は問題別に書かれたものには

- 大西貞治著 古代日本精神文化の研究一冊 昭和六年
- 春山作樹著 王朝時代教育史資料一冊 昭和六年
- 平泉 澄著 中世に於ける精神生活一冊 大正十五年
- 石川 謙著 日本近世教育史一冊 昭和六年
- 同 著 日本庶民教育史五冊 昭和四年(第二冊以下未刊)
- 乙竹岩造著 日本庶民教育史三冊 昭和四年
- 野田義夫著 明治教育史一冊 明治四十年
- 谷本 富著 明治教化の起源(大學講義全集第二輯) 大正四年
- 文部省著 學制五十年史一冊 大正十一年

國民教育獎勵會編 教育五十年史一冊 大正十一年

加藤仁平著 日本教育思想史の研究二冊 大正十四年以降

三浦藤作著 大正年間日本教育史一冊 昭和四年

安部磯雄編 帝國議會教育議事總覽五冊 昭和七年

部分的の貴重な研究は必ずしも單行本のみではないから、史學・國文・教育などの雑誌を廣く涉獵する必要があり、又、教育史以外に、例へば法制史・文學史・佛敎史・神道史・儒敎史・美術史・道德史・風俗史などの中に教育史の研究に觸れたもの、關連したものが多から、それらをも調査する必要がある。並びに支那朝鮮の教育史その他の歴史をも調査する必要があることは勿論である。

研究の要領は問題を見つけること、問題解決の史料がどこにあるかをよく知ることの二つにほゞ盡きるかと思ふ。たえず、甲の問題にはどういふ参考書があり、乙の問題には從來どういふ研究が出来てゐるといふやうなことを、常に頭に入れておくべきであらうと思はれる。(昭和八年五月)

日本教育文化史終

昭和八年九月一日 印刷
昭和八年九月十日 第一刷發行

日本教育文化史

定價金參圓八拾錢

不許
複製

著者	高橋俊乘
發行者	宇野橋
印刷者	東京市四谷區仲町三丁目廿一番地 渡邊一郎
印刷所	東京市小石川區西古川町二十五番地 中外印刷株式會社

發兌

東京市四谷仲町三
電話四谷二九九八
振替東京一三一六

同文書院

同文書院發行教育圖書

東京帝大教授 文學博士	廣島文理大教授 文學博士	廣島文理大教授 文學博士	廣島文理大教授 文學博士	東京商大教授 文學博士	東京文理大教授 文學博士	東京女子高等師範教授	東京帝大教授 文學博士	東京帝大教授 文學博士	東京學校衛生技師 醫學博士
吉田熊次	勝部謙造	清原貞雄	栗田元次	金井浩	田中寛一	堀七藏	入澤宗壽	深作安文	岡田道一
女子教育の理念	現代哲學の根本問題	國民道徳原論	國史教育原論	郷土教育原論	個性調査と職業指導の原理	理科教育の眞髓	現代教育思潮大觀	社會思想の批判的研究	日本兒童衛生學
參・八圓 二〇錢	參・八圓 二二錢	四・八圓 二二錢	參・八圓 二二錢	四・二圓 二二錢	貳・貳圓 一四錢	貳・八圓 一六錢	參・五圓 二〇錢	四・五圓 二二錢	參・貳圓 一八錢

255.1
108

終